

諮詢官：特許庁長官

諮詢日：令和7年8月13日（令和7年（行情）諮詢第924号）

答申日：令和8年1月26日（令和7年度（行情）答申第838号）

事件名：特許庁職員から提出された氏名変更届等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした各決定については、本件対象文書2を不開示としたことは結論において妥当であるが、本件対象文書1につき、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年6月14日付け20220420特許5及び同6により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮詢官」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1

原処分1は、違法かつ不当である。即ち、平成29年7月ないし平成30年3月に各特許庁職員から提出された及び各特許庁職員に通知された氏名変更届（様式1）、氏名及び本籍地変更届（様式2）、旧姓使用申出書（様式3）及び旧姓使用通知書（様式4）（本件対象文書1）は、変更する新旧の氏名や本籍等の非公表の個人に関する情報が含まれているなら、その非公表の個人に関する情報のみを不開示として他の部分は開示されるべきである。

よって、原処分1を取り消すべきであるとの決定を求める。

（2）審査請求書2

原処分2は、違法かつ不当である。即ち、平成22年6月ないし平成23年3月に各特許庁職員から提出された及び各特許庁職員に通知された氏名変更届（様式1）、氏名及び本籍地変更届（様式2）、旧姓使用申出書（様式3）及び旧姓使用通知書（様式4）（本件対象文書2）は、変更する新旧の氏名や本籍等の非公表の個人に関する情報が含まれているなら、その非公表の個人に関する情報のみを不開示として他の部

分は開示されるべきである。

よって、原処分2を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 質問庁の説明の要旨

1 質問の概要

- (1) 審査請求人は、令和4年4月18日付で、法3条に基づき、処分庁に対し、別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求（以下、併せて「本件各開示請求」という。）をそれぞれ行い、処分庁は同月20日付でそれぞれ受理した。
- (2) 本件各開示請求に対し、処分庁は、本件各開示請求の対象となる行政文書につき、その一部を不開示とする各決定（原処分1及び原処分2）を令和4年6月14日付で行った。
- (3) 原処分1及び原処分2に対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、令和4年9月12日付で、質問庁に対して、原処分1及び原処分2の取消しを求める各審査請求（以下、順に「本件審査請求1」及び「本件審査請求2」といい、併せて「本件各審査請求」という。）をそれぞれ行い、質問庁は同月20日付でそれぞれ受理した。
- (4) 本件各審査請求を受け、質問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件各審査請求には理由がないと認められるので、質問庁による裁決で本件各審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件各開示請求に対し、処分庁は、令和4年6月14日付で、「特許庁職員の氏名の変更及び旧姓使用に係る取扱要綱（平成29年9月1日総務部長決定）（以下「取扱要綱」という。）」をそれぞれ特定し、その全部を開示する各決定を行った。本件対象文書1及び本件対象文書2については、変更する新旧の氏名や本籍等の非公表の個人に関する情報が含まれており、文書全体として特定の個人を識別することができるものであるため、不開示とする。（法5条1号）

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分に対して、本件対象文書1及び本件対象文書2は、変更する新旧の氏名や本籍等の非公表の個人に関する情報が含まれているなら、その非公表の個人に関する情報のみを不開示として、他の部分は開示されるべきである旨主張している。

しかしながら、職員より提出された、または職員へ通知された本件対象文書1及び本件対象文書2は、変更する新旧の氏名や本籍等の非公表の個人に関する情報が含まれており、これは文書全体が一体として特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、法5条1号ただし書イから

ハのいずれにも該当しないものであるため、不開示としている。

4 結論

以上のとおり、本件各審査請求には理由がなく、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件各審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年8月13日 | 諮詢の受理 |
| ② 同日 | 諮詢庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月8日 | 審議 |
| ④ 同年12月15日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 令和8年1月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、取扱要綱及び本件対象文書を特定し、取扱要綱を全部開示し、本件対象文書の全部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めており、諮詢庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書1は、平成29年度における特許庁職員の氏名変更及び旧姓使用に関する文書であり、個々の職員に関する提出又は通知に関する文書である。

本件対象文書2は、平成22年度における特許庁職員の氏名変更及び旧姓使用に関する文書であり、個々の職員に関する提出又は通知に関する文書である。

イ 本件対象文書1には、職員の氏名変更及び旧姓使用に関する情報が記載されている。当該文書を開示した場合、平成29年度に婚姻・離別等の戸籍上の氏名変更事由が生じた職員が明らかとなるとともに、特定の職員の知人等の関係者に、戸籍上の氏名を変更した否か等の当該職員が公にしていないごく私的な情報が推測される手掛かりとなり、当該職員の権利利益が害されるおそれがある。また、婚姻・離別等の戸籍上の氏名変更事由の有無は、特定の職員に課せられた職務の遂行に係る情報には当たらず、法5条1号ただし書ハに該当しないと判断した。

ウ 本件対象文書2は、改めて確認したところ、原処分2における理由

の提示に誤りがあり、当該文書は、原処分2に係る開示請求時点（令和4年4月）において既に廃棄しており保有していなかった。

(2) 当審査会において諮問書に添付された原処分1に係る開示実施文書（取扱要綱）を確認したところ、本件対象文書1は取扱要綱に規定される様式に基づき作成される文書であると認められることから、当該文書に記載された職員それぞれに係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、本件対象文書1を開示した場合、特定の職員の知人等の関係者に、戸籍上の氏名を変更したか否か等の当該職員が公にしていないごく私的な情報が推測される手掛かりとなり、当該職員の権利利益が害されるおそれがあるとする上記（1）イの諮問序の説明は、別紙の3に掲げる部分を除く部分に限り不合理とまではいえず、法5条1号ただし書いないしハに該当する事情も認められない。

したがって、本件対象文書1のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の3に掲げる部分のうち様式に相当する部分は、特定の個人を識別することができることとなる情報には該当せず、特許庁総務部秘書課の決裁欄に記録された情報は、職務遂行に係る情報として法5条1号ただし書イに該当し、これを公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、同号に該当せず開示すべきである。

(3) 当審査会において諮問序から提示を受けて本件対象文書2に係る行政文書ファイル廃棄簿を確認したところ、原処分2に係る開示請求時点（令和4年4月）において既に廃棄しており保有していなかったとする上記（1）ウの諮問序の説明と符合するものと認められる。

そうすると、法5条1号に該当するとして本件対象文書2を不開示とした原処分2は、本来、文書不存在により不開示とすべきであったものであるが、不開示とした結論において妥当である。

3 付言

(1) 本件は、審査請求から諮問までに、それぞれ約2年1ヶ月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものは考え難い。

諮問序においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

(2) 原処分2における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては今後慎重な対応が望まれる。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、本件対象文書1のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであり、特許庁において本件対象文書2を保有しているとは認められないので、その全部を不開示としたことは結論において妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 原処分1に係る請求文書

平成29年7月乃至平成30年3月に各特許庁職員から提出された及び各特許庁職員に通知された「特許庁職員の氏名の変更及び旧姓使用に係る取扱要綱20170831秘書2平成29年9月1日総務部長決定」第2条・第3条・第5条に規定する「氏名変更届（様式1）又は氏名及び本籍地変更届（様式2）」「旧姓使用申出書（様式3）」「旧姓使用通知書（様式4）」に関する文書。

(2) 原処分2に係る請求文書

平成22年6月乃至平成23年3月に各特許庁職員から提出された及び各特許庁職員に通知された「特許庁職員の氏名の変更及び旧姓使用に係る取扱要綱20170831秘書2平成29年9月1日総務部長決定」第2条・第3条・第5条に規定する「氏名変更届（様式1）又は氏名及び本籍地変更届（様式2）」「旧姓使用申出書（様式3）」に関する文書に相当する「国の行政機関での職員の旧姓使用について」（平成13年7月11日各省庁人事担当課長会議申合せ）における文書。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書1

平成29年7月ないし平成30年3月に各特許庁職員から提出された及び各特許庁職員に通知された「氏名変更届（様式1）」「氏名及び本籍地変更届（様式2）」「旧姓使用申出書（様式3）」及び「旧姓使用通知書（様式4）」に関する文書

(2) 本件対象文書2

平成22年6月ないし平成23年3月に各特許庁職員から提出された及び各特許庁職員に通知された「氏名変更届（様式1）又は氏名及び本籍地変更届（様式2）」「旧姓使用申出書（様式3）」に関する文書に相当する「国の行政機関での職員の旧姓使用について」（平成13年7月11日各省庁人事担当課長会議申合せ）における文書

3 開示すべき部分

本件対象文書1のうち、取扱要綱に規定される様式に相当する部分及び特許庁総務部秘書課の決裁欄